

○文部科学省 告示第四号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号) 附則第八条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一
厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等

一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(以下「法」という)附則第八条第一項第二号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

イ 当該施設の保育従事者について、その員数が乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上であり、かつ、これらの合計数の六割以上が保育士又は看護師(准看護師を含む)の資格を有する者(以下「有資格者」という)であること。
ロ 当該施設が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第五章(第三十三条の規定を除く。)の規定に適合すると認められるものであること。
ハ 当該施設が児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。
ニ 法附則第八条第一項第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。
イ 次の表の上欄に掲げる施設の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たすものであること。

施設の種類	要件
児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務を目的とする施設	家庭的保育者(児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この表において同じ。)を配置すること
児童福祉法第六条の三第十項に規定する業務を目的とする施設のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十号以下この号において「令」という)第二十七号に規定する小規模保育事業A型を目的とするもの	保育従事者について、その員数が第一号イに定める数の合計数に一を加えた数以上であり、かつ、その六割以上が有資格者であること
児童福祉法第六条の三第十項に規定する業務を目的とする施設のうち、令第二十七号に規定する小規模保育事業C型を目的とするもの	家庭的保育者を配置すること
児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする施設のうち、利用定員が二十人以上のもの	保育従事者について、その員数が第一号イに定める数の合計数以上であり、かつ、その六割以上が有資格者であること
児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする施設のうち、利用定員が十九人以下のもの	保育従事者について、その員数が第一号イに定める数の合計数に一を加えた数以上であり、かつ、その半数以上が有資格者であること

ロ 当該施設が令第二章(第二十三条第一項の規定を除く。)、第三章(第二十九条、第三十一条及び第三十四条第一項の規定を除く。)、又は第五章(第四十四条及び第四十七条の規定を除く。)の規定に適合すると認められるものであること。

ハ 当該施設が児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。

三 法附則第八条第一項第二号又は第五号の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められる施設は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)に対して必要な資料を提出し、かつ、都道府県又は市町村による実地の調査を受けることにより、第一号又は第二号の基準に適合することが確認されたものとする。